

## 保税蔵置場の許可について

関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成30年1月16日

大阪税関長 高木 隆

記

1 被許可者の名称及び住所

C K T S 株式会社

大阪府泉佐野市りんくう往来南3番地7  
K A B りんくうビル9F

2 保税蔵置場の名称及び所在地

C K T S 株式会社 第2ターミナルビル・ボンド倉庫

大阪府泉南郡田尻町泉州空港中14番地

3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積

鉄骨造、平屋

1棟 47 平方メートル

4 蔵置貨物の種類

携帯品、別送品及び託送品

5 許可の期間

自 平成30年 2月 1日

至 平成36年 1月 31日